

平成28年第3回伊佐市議会定例会

提案理由説明

○ 説明順

- 1 報告第5号 (降壇)
- 2 議案第71号～議案第84号
- 3 諮問第2号～諮問第3号

平成28年9月1日提出

伊佐市長

平成28年第3回伊佐市議会定例会の開会にあたり、報告第5号「専決処分の報告」について説明申し上げます。

報告第5号につきましては、西水流団地の倉庫の屋根が破損飛散したことにより、駐車していた車両を損壊したもので、損害賠償の額及び和解の内容といたしましては、事故の過失割合は、市を50パーセントとし、市は相手方に9万5,000円を支払うことをもって、以後市と相手方の双方は、本件事故に関し異議を申し立てないことを確約するものであり、地方自治法第180条第1項の規定により、市長の専決事項に指定された1件100万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関し専決処分したもので、同条第2項の規定により報告するものであります。

以上で報告第5号の報告を終わります。

——— 降 壇 ———

議案第71号から議案第84号まで並びに諮問第2号及び諮問第3号について説明申し上げます。

まず、議案第71号「平成28年度伊佐市一般会計補正予算（第4号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、地方財政法第7条第1項による決算剰余金の積立て及び職員給与費などについて所要の措置を講じたものであります。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

総務費につきましては、前年度決算剰余金の積立てに要する経費を新たに措置したほか、危険廃屋解体撤去に係る経費について追加の措置を講じております。

民生費につきましては、高齢者を地域で支える地域包括ケアシステム構築の推進に要する経費について新たに措置したほか、介護保険事業特別会計への繰出金及び児童扶養手当の第2子及び第3子以降の加算額の増額に要する経費について追加の措置を講じております。

衛生費につきましては、国民健康保険事業特別会計への繰出金に減額の措置を講じたほか、未熟児養育医療費給付事業の精算に伴う国、県への返納金について追加の措置を講じております。

労働費につきましては、シルバー人材センターに貸し付けている土地の排水路整備等に要する経費について、追加の措置を講じております。

農林水産業費につきましては、飼料作物確保事業及び畜

産施設整備に要する経費に追加の措置を講じ、農業集落排水事業特別会計への繰入金に減額の措置を講じております。

商工費につきましては、ふるさと応援寄附への返礼に要する経費について追加の措置を講じております。

土木費につきましては、浸水対策道路整備に要する経費について減額の措置を講じたほか、曾木ノ滝公園の樹木伐採及び小水流住宅建設に要する経費に追加の措置を講じ、市道側溝整備に要する経費について新たに措置しております。

教育費につきましては、牛尾小学校、羽月小学校及び本城小学校の施設改修に要する経費に減額の措置を講じたほか、平成31年に開催される南九州4県主催全国高校総体に向け、地元カヌー選手の育成及び強化支援に要する経費について新たに措置しております。

災害復旧費につきましては、6月21日の豪雨による市道災害の復旧に要する経費を新たに措置しております。

以上、歳出について説明いたしました。これらの財源につきましては、地方交付税、県支出金、寄附金、繰入金及び繰越金をもって充当し、地方特例交付金、分担金及び負担金、国庫支出金、諸収入及び市債については減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,541万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ179億9,801万5千円とするものであります。

このほか、大口中央中学校のプール建設に伴う文化財の調査に時間を要することから、事業費のうち1億8,574万9千円を明許繰越による繰越しの措置を講じ、地方債では、過疎対策事業ほか4件について限度額の変更の措置を講じております。

次に、議案第72号「平成28年度伊佐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、一般会計と同じく職員給与費について所要の措置を講じ、繰入金に減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ528万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億4,033万9千円とするものであります。

次に、議案第73号「平成28年度伊佐市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、一般会計と同じく地方財政法第7条第1項による決算剰余金の積立て及び職員給与費について所要の措置を講じ、国、県及び支払基金への精算返納金に追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,582万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億7,332万8千円とするものであります。

次に、議案第74号「平成28年度伊佐市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、訪問調査に用いる公用車の購入に要する経費について新たに措置しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ344万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,944万9千円とするものであります。

次に、議案第75号「平成28年度伊佐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、一般会計と同じく職員給与費について所要の措置を講じ、広域連合納付金に追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,608万9千円とするものであります。

次に、議案第76号「平成28年度伊佐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、一般会計と同じく職員給与費について所要の措置を講じ、排水管路の洗浄及び調査に要する経費を新たに措置しております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ36万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,024万円とするものであります。

次に、議案第77号「平成28年度伊佐市水道事業会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、「収益的収入及び支出」の収入において、水道事業収益に 30 万円追加し、収益的収入の総額を 4 億 394 万 8 千円とし、支出において、水道事業費用に 447 万 9 千円追加し、収益的支出の総額を 3 億 6,727 万 1 千円とするものであります。

次に、「資本的収入及び支出」の支出において 4 万 7 千円を減額し、資本的支出の総額を 2 億 7,224 万 9 千円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 4,488 万 2 千円は、減債積立金と過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

このほか「議会の議決を経なければ流用することができない経費」についても変更の措置を講じております。

次に、議案第 78 号「伊佐市税条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人市民税の課税の特例を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 79 号「伊佐市立学校設置条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、羽月北小学校を平成 29 年 3 月 31 日をもって閉校することにより、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第80号「伊佐市十曾青少年旅行村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、十曾青少年旅行村の施設に芝生広場を明記するほか、施設の名称の整理を行うなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第81号「伊佐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴い、特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第82号「伊佐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、地域密着型通所介護に係る基準を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第83号「伊佐市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、字句の整理を行うなど、

所要の改正を行うものであります。

次に、議案第84号「平成27年度伊佐市水道事業会計未処分利益剰余金の処分」について説明申し上げます。

本件につきましては、平成27年度の未処分利益剰余金1億1,192万8,924円のうち、6,000万円を減債積立金に積み立て、5,000万円を自己資本金に組み入れ、残余を繰り越すことについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第2号及び諮問第3号『人権擁護委員候補者の推薦』について説明申し上げます。

本件につきましては、現在、人権擁護委員であります^{たしろいつこ}田代伊津子氏及び^{ひょうそことおる}兵底透氏が本年12月31日をもって任期満了となりますので、引き続き候補者として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

田代氏は、平成20年から、兵底氏は、平成25年から人権擁護委員を務められており、人格、見識ともに優れ、人権擁護について理解の深い方々であり、ここに推薦するものであります。

以上、議案14件、諮問2件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

— 降 壇 —